**〇洋野町地域福祉計画中間見直しの理由について**

**本町では、地域に暮らす一人ひとりが積極的に地域づくりに関わり、地域を支える団体や事業者、行政と協働しながら、すべての住民が生涯を通して生き生きと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりを進めていくための指針として「洋野町地域福祉計画（計画期間：平成25年度～平成34年度）」策定し、「安心して健やかに暮らせる地域協働のまちづくり」を基本理念に掲げて取り組んできました。**

**今回、改正社会福祉法や関係する各種計画との整合性を図り、**

**地域福祉を更に推進するため、計画の中間見直しを行うものです。**

１　「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（関連法一括改正法）により、社会福祉法の一部が改正され、市町村地域福祉計画の策定が任意から努力義務化されるとともに、計画に盛り込むべき必要事項として、高齢者、障害者、児童及びその他の福祉に関し共通して取り組むべき事項が追加され、いわば福祉各分野の上位計画として位置付けられたため。

２　市町村は策定した市町村地域福祉計画について、定期的に調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するとされているため。

３　本町のまちづくりにおける最上位計画である「第２次洋野町総合計画（計画期間：平成２９～３８年度）」が策定され、町の将来像や施策体系が見直されたこと伴い、その内容を現計画に反映するため。

４　社会福祉法の改正に伴い、国が示した地域福祉計画策定のガイドラインにより、市町村地域福祉計画に盛り込こむべき事項が追加されるとともに、県の地域福祉支援計画の改定に合わせて所要の改正を行うため。

５　町社会福祉協議会で策定している「地域福祉活動計画」が、今年度見直し時期であり、行政と社会福祉協議会が連携して、協働・一体的に地域福祉を推進するため、その指針となる現計画を見直すため。